

会 議 録

会 議 名	第3回米原市いじめ問題対策連絡協議会
開 催 日 時	平成28年5月23日（月）午後7時～8時30分
開 催 場 所	米原市役所 米原庁舎 会議室2A
出席者および欠席者	出席者：平尾道雄市長(会長)、菅野道英委員(代理出席)、畑村伸子委員、池内正男委員、西田弘委員、山本太一委員、藤居儀郎委員、中島紳一委員、筒井利之委員、吉田待子委員、宮永房一委員、河居郁夫委員、千種恵美子委員、吉田正子委員、桂恵美子委員 欠席者：花部正人委員 米原市：要石総務部長、阿原人権政策課長、藤木学校教育課長、土田人権政策課長補佐、西脇主幹、石田主任
議 題	【報告事項】 ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例およびいじめ対策の概要について ② 米原市いじめの防止等のための基本方針について ③ 米原市いじめ問題専門委員会の取組について ④ 平成27年度米原市立小中学校のいじめの現状および米原市いじめ問題調査委員会の取組について 【協議事項】 ① 平成28年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について ② その他意見交換
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項では、条例等の概要説明をはじめ、いじめ問題専門委員会の取組やいじめの現状等について事務局から説明を行った。 協議事項では事務局から平成28年度事業計画について提案させていただき、委員から特段意見はなかった。意見交換では、各委員それぞれの立場から、子どもを取り巻く環境や取組事例などについて、様々な意見等をいただき、情報交換を行った。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	詳細は別紙議事録のとおり。

会議の公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公 開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 一部公開または非公開とした理由 (米原市情報公開条例第7条第5号の規定による)
会議録の開示・非開示の別	<input type="checkbox"/> 開 示 <input checked="" type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：米原市情報公開条例第7条第5号) <input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等：)
全部記録の有無	会議の全部記録 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 録音テープ記録 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
担 当 課	総務部 人権政策課 (内線91-121)

議 事 録

要石部長（司会）

平成 25 年 9 月に、社会総がかりでいじめ防止に努めることを目的とする、いじめ防止対策推進法が施行された。

米原市においても、いじめの防止などの施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成26年に条例を施行し、本日第3回の会議を開催することとなったため、よろしくお願ひしたい。

平尾市長（開会挨拶）

現代社会は情報通信技術の発展により、インターネットをはじめとする情報化が急速に進み、大量の情報を瞬時に入手できる環境が整備された。加えて、国際化や少子高齢化の進展などにより、私たちがもっている価値観も含め、人々のライフスタイルは大きく変化している。こうした中、いじめの問題をはじめ、児童虐待や体罰、自死の問題など、命に関わる痛ましい事件も起きている現状がある。通信技術が進歩したとはいえ、人と人との交わりや支え合いなどを今一度、考えるべきではないかと考えている。

米原市においては、平成24年度から教育委員会の中に「米原市いじめ等対策推進本部」を組織し、いじめ問題に取り組んできたが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、『地方公共団体は関係機関の連携を図るため「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる』と定められた。市では、こうした法の趣旨も踏まえ、平成26年9月議会において、「米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を承認いただいたという経過がある。

本連絡協議会は、市長の私が会長となり、いじめの防止等に関する施策の推進や関係機関との連携を図っていく。いじめ問題は学校の中だけの問題ではなく、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、これまで以上に総合的、効果的に推進できる体制づくりに努めていきたいと考えているので、御支援、御協力をよろしくお願ひしたい。

なお、参考までにいじめの件数について見てみると、昨年12月に文部科学省が公表した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の平成26年度分の結果では、前年度と比較して、全国、滋賀県における小中学校のいじめの認知件数は、わずかながら増加している。本調査における米原市の状況は、平成25年度が小中学校合わせて36件であったのに対し、平成26年度は29件であり、わずかに減少傾向を示している。平成27年度分の調査結果はまだ公表されていないが、市内の状況については後ほど担当から説明をさせていただきます。

《委員紹介（略）》

《過半数の委員が出席しており、協議会が成立している旨報告される》

【議 事】

会長（平尾市長）

本日は報告事項が4件、協議案件が1件あるので、御審議賜りたい。また、最後に意見交換の時間を設けているので、よろしくお願ひしたい。

なお、米原市いじめ問題対策連絡協議会については、米原市の附属機関の設置および運営に関する基本方針第8条第1項に基づき、積極的な情報公開の側面から会議は原則公開にさせていただいているが、本日の報告案件に市内小中学校のいじめの現状において、個人情報等が含まれていることから、会議は非公開とさせていただいているので、御理解願ひしたい。

【報告案件】

- ① 米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例およびいじめ対策の概要について（事務局説明）
- ② 米原市いじめの防止等のための基本方針について（事務局説明）

米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例について説明申し上げる。資料3の米原市いじめ防止等への施策組織図を御覧いただきたい。

平成 25 年 6 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年 9 月 28 日に施行された。同法では、いじめへの対応と防止について学校や行政などの責務が規定され、地方公共団体は条例に基づき、いじめ問題対策連絡協議会とその他必要な組織を置くことができると定められた。米原市においても、いじめを禁止する法の主旨に則り、いじめの防止等に関係する機関や団体が連携を図り、いじめの防止のための施策を総合的、効果的に推進できる体制を強化する必要があるため、「米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定し、平成 26 年 10 月 1 日に施行された。

いじめ防止対策推進法に基づき、平成 25 年 10 月、国においていじめ防止基本方針が策定されている。平成 26 年 3 月には、法第 12 条に基づき、滋賀県いじめ防止基本方針が策定されている。本日開催している協議会は、法第 14 条第 1 項に基づく「いじめ問題対策連絡協議会」であり、平成 26 年 11 月 5 日に設置された。会長は市長とし、協議会は会長および関係機関および団体の委員 20 人以内をもって組織する。事務局を人権政策課とし、いじめの防止等に関する施策の推進に関すること、いじめの防止などに関係する機関および団体の連携を図るために、必要な事項を所掌事務とする。

また、当協議会を円滑に推進するため「米原市いじめ問題専門委員会」を置く。この専門委員会は、教育長を委員長とし、関係行政機関等の職員を委員としている。「米原市いじめ問題対策連絡協議会」の所掌事務を円滑に推進するため、学校教育課を事務局として設置し、平成 25 年 11 月に第 1 回会議を開催し、以後随時開催されている米原市ストップいじめプロジェクト ワーキングチーム（M-SIP）がこれに当たる。

「米原市いじめ問題調査委員会」については米原市教育委員会に設置し、市内小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整や必要な調査、重大事態に係る事実関係の調査等を行う。委員は 5 人以内をもって組織し、臨床心理士等子どもの発達心理等についての専門的知識を有するもの、教育に関し識見を有する者、弁護士、医師、その他教育委員会が適当と認めるものの中から教育委員会が委嘱する。

「米原市いじめ問題再調査委員会」は、いじめ問題調査委員会の報告を受け、米原市長が当該報告に係る重大事態への対処、または当該事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認める時は、調査結果について再調査を行う。委員は 5 人以内をもって組織し、医療または福祉に関する業務に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他、市長が特に必要があると認めるものの中から市長が委嘱し、または任命する。再調査委員会は、市長の諮問に応じ再調査を行うが、再調査を行った場合には、その結果を議会に報告する。

これらの組織は、それぞれの役割を明確にした上で、公平性、忠実性の確保をしつつ、連携を図っていく。以上が資料 3 の説明になる。資料 2 については割愛させていただく。

引き続き、「米原市いじめの防止等のための基本方針」について説明申し上げる。資料 4 を御覧いただきたい。基本方針については、平成 27 年 5 月に策定した。

1 ページの目次をお願いしたい。米原市いじめの防止等のための基本方針については、第 1 「いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」から、第 4 の「重大事態への対処」までの構成となっている。

第 1 「いじめの防止等のための基本的な考え方」については、いじめ防止対策推進法第 2 条で、いじめの定義が「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」となされており、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるととらえ、いじめの行為については厳しく対処することはもちろん、その行為にいたった要因や、背景も十分に分析して、早期解決及び再発防止に努めることを基本理念としている。従って、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを策定の目的とした。

2 ページ目の第 2 「いじめの防止等のために米原市が実施する施策」については、(1) いじめの防止等のための組織として、条例に基づき米原市いじめ対策連絡協議会を設置する。

3 ページをお願いしたい。学校におけるいじめ問題の現状把握、当事者間の調整や必要な調査等を行うために、教育委員会は②の米原市いじめ問題調査委員会を設置する。また、米原市いじめ問題調査委員会の報告を受け、当該報告にかかる重大事態への対処、または当該事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認める時は、調査結果について再調査を行うた

め、市長を会長とし、③の米原市いじめ問題再調査委員会を設置する。これらの組織は、役割を明確にした上で、公平性、中立性の確保をしつつ、連携を図っていく。次の(2)米原市および教育委員会の取組については、家庭、学校および地域が連携した見守り活動の場づくりを進め、いじめの早期発見に努めるとともに相談体制を整備する。家庭、学校、地域、警察、児童相談所等との連携を図り、必要な相互の連絡調整を行う。

4 ページ④の教職員の資質向上について、教育委員会は研修の充実を通じた教職員等の資質向上および必要に応じた人材確保に努める。⑤の啓発活動の推進については、市および教育委員会はいじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報、その他啓発活動を行う。⑥のいじめに対する措置として、教育委員会は学校からの報告を受けた時は、必要な支援、措置を講ずることを指示し、重大事態と判断した場合は、小中学校とともに必要な調査を行う。

5 ページの第3「いじめの防止等のために小中学校が実施する施策」については、小中学校は当基本方針に基づき、当該小中学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を策定する。これにより、校長がリーダーシップをとり、複数の教職員スクールカウンセラー等により構成されるいじめの防止等に実効的に取り組む組織を設置する。また、定期的にいじめの防止等の取り組み評価アンケートを実施し、その結果の分析や学校基本方針の見直しなどもこの組織において行う。(3)小中学校におけるいじめの防止等に関する取組については、まず①のいじめの防止として、全教職員の理解の下、様々な教育活動を通じて人権教育を推進し、いじめが生まれにくい環境を作るため、全ての児童生徒を対象に道徳教育および体験活動の充実を図る。

6 ページで②のいじめの早期発見になるが、日常的に児童生徒の様子や行動を観察し、多くの保護者と連携することで学校内外のいじめの早期発見に努め、小中学校は児童生徒がいじめを受けているとわかった時は、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに再発防止に努め、いじめの早期解決を図る。第4「重大事態への対処」については、重大事態とは児童生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時や、児童生徒が相当の期間、学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認める時と定義し、小中学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。教育委員会または小中学校は重大事態に対処するとともに、その経緯と関係性を明確にするために調査を実施する。なお、小中学校が主体の調査では、その対処および事案の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断した場合は、調査委員会において調査を実施し、調査結果を市長に報告する。

7 ページをお願いしたい。最後の(2)になるが、市長は調査結果について必要があると認める時は再調査を行い、市長および教育委員会は再調査の結果を踏まえ、当該調査にかかる重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な処置を講じる。また、市長は再調査を行ったとき、その結果を議会に報告を行うものである。

米原市として、いじめられている児童生徒がいる場合は、その児童生徒に寄り添い、学校、教育委員会、家庭はもとより、警察など関係機関を含め、互いに報告や相談を丁寧に行い、児童生徒を最後まで守り抜く強い意志を持ち、組織の関係性を機能させたいと考えている。いじめのない社会実現を目指し、市全体でいじめの防止や早期解決に取り組んでいく。

【報告案件】

- ③ 米原市いじめ問題専門委員会の取組について（事務局報告）
- ④ 平成27年度米原市立小中学校のいじめの現状および米原市いじめ問題調査委員会の取組について

《米原市情報公開条例第7条第5号の規定により非公開》

【協議案件】

- ① 平成28年度米原市いじめ問題対策連絡協議会の事業計画について（事務局説明）

資料5を御覧いただきたい。当連絡協議会は、年間2回の開催を計画している。本日5月23日に第3回となる連絡協議会を開催させていただいた。次回、第4回の連絡協議会は11月に

予定している。本日お集まりの委員の皆様の任期は、平成28年11月4日までとなっており、次回については、また新たな委員の方となるが、恐らく引き続き御依頼させていただく方がほとんどと思われるので、11月以降の計画も含めて説明をさせていただく。

M-SIP（いじめ問題専門委員会）については、原則として、月1回開催することとし、本年度は6月から実施していく予定である。また、先の報告にもあったように、教職員向けの研修会を2学期の実践に生かせるよう、8月中に実施したいと考えている。11月予定の第4回連絡協議会では、市内のいじめの状況を報告するとともに、M-SIPの活動状況や8月に開催した研修会についても併せて報告させていただくつもりをしている。また、来年2月にも研修会の開催を考えているが、現段階では未定である。そして、平成29年度に入り、第5回の連絡協議会は大体同じころで平成29年5月に開催させていただくつもりをしている。以上で説明とさせていただく。

《質疑等なし、以下意見交換に入る》

会 長：意見交換の時間を取らせていただく。それぞれ感じておられることや報告事項等を含めて、忌憚のない御意見や御質問をいただきたい。

委 員：子ども会では、夏休み期間中に子どもの居場所づくりということで、冒険遊び場を伊吹地区と米原地区で開催する計画をしている。今後ボランティアの募集も行うので、皆さんの御理解と御協力をお願いしたい。

委 員：警察では、平成21年の「児童生徒の健全育成に係る学校と警察の連携に関する申し合わせ」に基づき、今後も教育委員会や関係機関との連携を密にしていきたいと考えている。関係機関が情報を共有し、悩みを抱えている子どもたちに手を差し伸べていただき、警察としても住みよい米原市となるよう努めてまいりたい。

委 員：少年センターでは、警察や補導員と連携しながら、下校時を中心にパトロールを実施している。昨年一年間で非行・補導件数は減っているようであるが、決して油断できる状況ではないと感じている。街頭補導だけではなく、補導員が学校等を訪問し、非行防止や薬物乱用防止、インターネットやスマホ利用についての啓発教室なども実施している。今後も少年センターの活動に御理解と御支援をいただきたい。

委 員：法務局では、人権擁護委員を通じて、子どもの人権SOSミニレターの取組を行っている。昨年度、ミニレターの件数は少し減ったが、いじめが減ったという分析はしていない。子どもへの虐待が発覚するようなケースもあり、特に教育委員会や学校関係者の方には今後もSOSミニレターへの御協力をお願いしたい。

委 員：子ども家庭相談センターがいじめ事案に関わるケースとしては、ほとんどが警察からの児童通告であり、加害児童への関わりということになる。多くの場合はその背景に、子どもの養育環境や様々な課題が絡んでいるため、普段から学校の先生方や市の子ども家庭相談室と連携を密にし、子どもたちの環境に働き掛けていくことが必要であると考えている。御協力方よろしくをお願いしたい。

委 員：情報化が進み、ネットによる人権侵害やいじめが起こる背景には、若者の対人関係の弱さがあり、二面性を持った子どもがいるという話を以前研修会で聞いたことがある。子どもたちの健全育成を図るために私たち大人に何ができるのかと考えると、関係機関の代表者が集まるこの協議会は大変意義のある組織であると感じており、この協議会を通じて、どこかで声をあげていくことも必要なのではないかと考えている。

委 員：更生保護女性会では7月に社会を明るくする運動で啓発活動を実施しているほか、各字でミニ集会も行っている。いじめを現象だけでなくとらえるのではなく、どうすればいじめがなくせるかということを地域に根差したところで考えながら日々活動をしているので、御指導方よろしくをお願いしたい。

委 員：あらゆる場面で人権文化を構築し、浸透させていくことが大切だと感じている。小中学校の授業などで人権文化を呼びかけても、放課後児童クラブでは、やりたい放題する子どもの中にはいるかもしれないが、学校や社会の中で少しでも人権文化が構築されるよう力を

注いでいきたいと考えている。

山本教育長（閉会挨拶）

本日はそれぞれの立場から様々な御意見をいただき、お礼を申し上げます。本日も委員から意見があったように、市長を中心としたこの会議から何か発信ができないか、今後検討していきたいと考えている。人を笑いものにして笑っている大人社会と言われるように、まずは私たち大人がきちっとした視点を持ち、大人社会から変えていく必要があると感じている。子どもたちの健全育成、安全安心な育ちを作っていくため、今後ともそれぞれの立場で御理解と御協力をよろしくお願いしたい。